

人権の尊重

WHY? なぜ重要か

2011年に国連で「ビジネスと人権に関する指導原則」が採択されて以降、国際社会では、事業活動が人権に与える影響への関心が高まっています。

サプライヤでの児童労働・強制労働や、製品・サービスの不具合によるお客様の健康被害、お客様や従業員の個人情報の流出など、さまざまな人権課題が顕在化するなか、バリューチェーン全体で、人権を保護し、尊重する取り組みが求められています。

DAIKIN'S APPROACH

ダイキンは、各国・地域の法令などを踏まえ、人権に関するさまざまな国際規範を理解し、バリューチェーン全体で基本的人権を尊重します。人権や労働などに関する普遍的な原則を支持し実践する「国連グローバル・コンパクト」に参加すると同時に、グループ行動指針で、「人種」「民族」「性別」などによる差別を行わないことはもちろん、人権や多様な価値観、勤労観を尊重するとともに、児童労働・強制労働を認めないことを定めています。

人権尊重

「自己点検」で遵守状況を確認

ダイキンは、グループの役員・従業員一人ひとりが取るべき行動を明示したグループ行動指針に、一人ひとりの人権を尊重することを掲げています。毎年、行動指針遵守状況の確認のため行う「自己点検」のなかに人権尊重についての項目を設け、人権侵害などの問題が起きていないか確認し、必要な対策を講じています。明らかとなった課題やその対策を「企業倫理・リスクマネジメント委員会」や各地域のコンプライアンス会議で報告、共有し、リスクの低減に努めています。

サプライチェーンにおいては、人権尊重の項目も設けた「サプライチェーンCSR推進ガイドライン」を策定し、国内外の取引先様にも遵守徹底をお願いしています。

2020年度は「国連ビジネスと人権に関する指導原則」や「ビジネスと人権に関する行動計画」など専門家による講演、他社のCSR調達の取り組みから、企業のグローバルサプライチェーンと人権について学び、自社の取り組み向上につなげています。

個人情報保護

指針を策定し、グループ全体で徹底

ダイキンは、個人情報保護に関するグループ指針を定め、個人情報保護の徹底に取り組んでいます。

この指針にもとづき、グループ各社で、推進体制やルールを整備などを進めています。

人権啓発・教育

定期的な研修によって意識を向上

ダイキン工業は、毎年、全役員、関係会社を含む新入社員・新任管理職を対象とする啓発研修を実施しています。2020年度は役員を対象に「企業と人権～CSRの観点～」をテーマに、外部の有識者による研修を実施。そのほか、ハラスメント防止のEラーニングを全従業員に実施し意識を高めています。



役員対象の人権研修

通報制度

相談窓口の設置

ダイキン工業では、社内外に企業倫理に関する相談窓口を設け、人権、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどを含む企業倫理全般に関する相談や意見を従業員から受け付けています。